情報マネジメントシステム（IMS）

ＩＭＳ認証機関認定の手順

JIP-IMAC110-7.2

2026 年 10 月 16 日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
(ISMS-AC)

〒106-0032　東京都港区六本木一丁目９番９号
六本木ファーストビル内
URL　https://isms.jp/

本文書は、Creative Commons Attribution 4.0 International License（CC BY 4.0）に基づき提供されています。

本文書の利用に関しましては、CC BY 4.0 の規定に加えて、本資料の発行元である一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）が推奨事項および留意事項を定めております。その内容につきましては、「公開文書利用規約」をご参照ください。

なお、当該規約は CC BY 4.0 に基づく利用許諾を制限するものではありません。

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改訂箇所（改訂理由）	備考
1.0	2002.3.25	初版制定	
	2002.4.1	本格事業用として 1.0 版を公開	
1.1	2002.10.1	・1、2：JIP-ISAC100 の誤記訂正 ・7.2- j ）を追加 ・申請書様式 1：連絡先住所追加、一部修正 ・申請書様式 2：受領確認欄削除、一部修正 ・申請書様式 4：一部修正 ・申請書様式 5：2.1.7.1 誤記訂正 ・上記変更に伴う付属書A変更	
1.1a	2003.6.2	付属書A.2：提出部数を 1 部に変更 付属書A：様式 1,2 変更に伴う変更 様式 1：特別審査の項を追加、住所→所在地 様式 2-13、注：特別審査関連追加 様式 4：構成変更	
1.2	2004.10.1	5.3(3)：2 段階審査を明記 5.3(3)、(5)：最終審査を明記 5.4：改善事項の明記 6.1：更新の有効期限を変更 5.5(1)、6.3b)：上級経営管理者に統一 付属書A、様式 1、2：表現一部変更 様式 5：基準本文との不整合修正、様式 6：追加	
1.3	2006.6.1	1、2、3、5.1(4)、6.3a)e)、5.3(3)全般：指針の追加に伴う変更及び ISO/IEC 17011 対応に伴う変更 3：用語の定義の重複を削除 5.1(1)、5.3(2)(3)、8、10b)：表現の適正化 5.3、5.4(3)：改善事項の明確化 5.3、(2)(3)：予備訪問、複数サイト、立会回数に関する追加。　9.認定の縮小の追加 5.1(2)、付属書 A、様式 1：認定範囲追加	
2.0	2007.4.1	ISMS,ITSMS 認証機関用として共通化し文書名変更、 ISO17021,ISO27006,ISO17011 対応 審査登録機関⇒認証機関、事業者⇒組織 表現の適正化、誤記訂正	
2.1	2008.11.12	5.3(3)：立会する事例の条件を変更、規格名称、用語等の変更、誤記等の訂正	
2.2	2010.3.1	BCMS 正式運用への対応：1、2.2、2.3、4、5.3(3) a)、6.3 e)、附属書 A 1.2(4)の変更、附属書 B の追加 ISMS/ITSMS/BCMS 共通の変更:3(4)、5.1(3)、5.3、5.3(3) a)、5.4(3)、6.2(c)、6.5	
2.3	2011.2.1	関連規格の変更：2.3、誤記等の訂正	

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
2.3a	2011.4.1	協会名称の変更	
2.3b	2011.12.26	協会住所、電話・FAX 番号の変更	
2.4	2012.3.22	JIS Q 17021:2011, ISO/IEC 27006:2011 対応	
2.5	2012.8.1	BCMS の認証基準を ISO 22301 に変更　:2.3　関連規格	
2.6	2014.7.14	CSMS 正式運用への対応：1、2.2、2.3、4 ISMS/ITSMS/BCMS 共通の変更：2.2、2.3	
3.0	2015.10.1	ISO/IEC 27006:2015 発行、及び JIS Q 27001:2006→JISQ 27001:2014 移行終了への対応 2.3 関連規格を変更	
3.0a	2018.4.2	一般社団法人化に伴う変更	
4.0	2019.4.1	JIS Q17011:2018、IAF MD7、IAF MD17 及び IAF Resolution 2016-17 対応 JIP-IMAC111-2.4a の統合	
4.1	2020.8.26	ISO/IEC 27006:2015/Amd.1:2020 発行に伴う変更 2.3 関連規格を変更	
5.0	2020.12.15	附属書 5「ISMS セクター規格の認定」の追加とそれに関連する箇所の更新	
5.1	2021.12.20	認定登録証電子化に伴う変更 3.(2) 定義、6.8.2 認定登録証の交付、 7.1(10)、7.3(4)、7.4(5)、9.4(2) 認定登録証の処分、 附属書 1　1.5、2	
5.2	2022.11.1	ISO/IEC 27001:2022 発行に伴う変更 2.3 関連規格を変更	
5.3	2024.3.28	JIS Q 27001:2023、ISO/IEC 27001:2022/Amd.1:2024 及び ISO/IEC 27006-1:2024 発行に伴う変更 ・2.3 関連規格を変更 IAF MD7:2023, IAF ID15:2023 発行に伴う改訂 ・3. 用語の定義に(7)「不正行為」を追加 ・6.1 認定申請の条件に(5)を追加 ・9.3 (4)の IAF への通知を 9.4 (6)に移動 ・9.6「不正行為に対する処置」を追加 ・10.2 (認証機関の)義務の(13)を明確化 ・同(17)を明文化 IAF CertSearch データベースの運用に伴う変更 ・6.8.3 に(4)「代行アップロード」を追加 6.6.3 (13)に是正期限を明記 その他 ・6.1 認定申請の条件に反社条項を明示 ・エディトリアルな修正	

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
5.4	2024.10.1	JIS Q 27701:2024 発行等に伴う変更 ・2.3 関連規格を変更 IAF MD28 に基づく登録情報の公開に関する条件の追加 ・6.8.3　登録情報の公開 JIS Q 27701:2024 発行に伴う変更 ・附属書 5 ISMS セクター規格の認定を変更	
6.0	2025.7.8	CSMS 認定終了及び AIMS 認定開始に伴う変更 ・2.3 関連規格　他 その他 ・6.2(1)及び附属書 2 申請書における署名方法の変更 ・6.6.3 (10) 立会審査における守秘義務宣言書の運用の変更 ・エディトリアルな修正	
6.1	2025.8.20	JIS Q 20000-1、JIS Q 22301 及び JIS Q 42001 の 2025 年版発行に伴う変更 ・2.3 関連規格	
7.0	2025.10.21	PIMS 認定開始に伴う変更 1.　適用範囲 2.3 関連規格　※認定関連と認証関連に分離 4.　認証機関の認定登録 附属書 1 認証機関の認定に関わる基準及び関連文書 附属書 3 標準的な認定審査工数 その他 10.2 義務の(9)　IAF MLA 及び IAF CertSearch のマーク使用に関する追記	
7.1	2026.4.1	ISO/IEC 27001:2013 → ISO/IEC 27001:2022 移行終了に伴う変更 2.3 (2) 関連規格 ISO/IEC 27006:2015 → ISO/IEC 27006-1:2024 移行終了に伴う変更 2.3 (1) 認定関連規格 JIP-IMAC500 の配付終了に伴う変更 10.1 (2)、附属書 1 の 1.6 2)	
7.2	2026.10.16	ISO/IEC 27017:2026 発行に伴う変更 2.3 (2)、附属書 5 2. (1) 認証機関から提出された書類の扱いを明確化 5. 、6.2 (1) 、7.1 (5) 、7.2 (3)	

目　　次

1　適用範囲 1
2　関連文書 1
2.1　準拠規格 1
2.2　引用規格 1
2.3　関連規格 1
3.　用語の定義 3
4.　認証機関の認定登録 3
5.　認定機関の情報管理（機密保持） 3
6.　初回認定のための審査 4
6.1　認定申請の条件 4
6.2　申請 4
6.3　申請の受付 6
6.4　審査の準備 6
6.5　検出事項の分類及び審査の基準 7
6.6　審査の実施 7
6.6.1　申請書類審査 8
6.6.2　事務所審査 8
6.6.3　立会審査 9
6.6.4　フォローアップ審査 10
6.6.5　最終審査 11
6.7　審査の打切り 11
6.8　認定登録 11
6.8.1　認定登録の判定 11
6.8.2　認定登録証の交付 12
6.8.3　登録情報の公開 12
7.　認定の継続 13
7.1　更新審査 13
7.2　サーベイランス 13
7.3　変更の申請 14
7.4　認定範囲の拡大 15
7.5　認定基準及び指針の変更 15
7.6　特別審査 15
8　認証機関が認定の縮小、一時停止、又は取下げを希望した場合 16

9　認定の縮小、一時停止及び取消し 16
9.1　認定の縮小及び一時停止 16
9.2　認定の一時停止の解除 16
9.3　認定の取消し 17
9.4　認定の縮小、一時停止又は取消し（取下げを含む）に伴う処置 17
9.5　認定の取消し後の再申請 17
9.6　不正行為に対する処置 17
10.　認証機関の権利と義務 18
10.1　権利 18
10.2　義務 18
附属書 1　認証機関の認定に関わる基準及び関連文書 21
附属書 2　認証機関 認定申請書 記載要領等 24
附属書 3　標準的な認定審査工数 25
附属書 4　BCMS における事業分野別認定 26
附属書 5　ISMS セクター規格の認定 29

1　適用範囲

この認定の手順は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS)、IT サービスマネジメントシステム（ITSMS)、事業継続マネジメントシステム（BCMS)、AI マネジメントシステム(AIMS) 又はプライバシー情報マネジメントシステム（PIMS）認証機関が、適用される規格に基づいて一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター（以下、本センターという）の認定を受けるため及び維持するための手順、並びに申請機関及び認定された機関の権利と義務について規定したものである。

2　関連文書

2.1　準拠規格

この認定の手順は、下記規格の該当項目に準拠している。

JIS Q 17011:2018 (ISO/IEC 17011:2017)　適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項

2.2　引用規格

「附属書 1 認証機関の認定に関わる基準及び関連文書」に記載する文書、及び以下に掲げる規格は、引用された範囲内でこの認定の手順の一部とみなす。

JIS Q 17000　適合性評価－用語及び一般原則

JIS Q 9000　品質マネジメントシステム－基本及び用語

2.3　関連規格

(1) 認定関連規格

- JIS Q 17021-1: 2015　適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－第 1 部：要求事項
- JIS Q 27000:2019　情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステム－用語
- ISO/IEC 27006-1:2024　Information security, cybersecurity and privacy protection — Requirements for bodies providing audit and certification of information security management systems — Part 1: General
- ISO/IEC TS 27006-2:2021　Requirements for bodies providing audit and certification of information security management systems — Part 2: Privacy information management systems
- ISO/IEC 20000-6:2017　Information technology -- Service management -- Part 6: Requirements for bodies providing audit and certification of service management systems

- ISO/IEC TS 17021-6:2014 Conformity assessment -- Requirements for bodies providing audit and certification of management systems -- Part 6: Competence requirements for auditing and certification of business continuity management systems
- ISO/IEC 42006:2025 Information technology - Artificial intelligence - Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems
- ISO/IEC 27706:2025 Information security, cybersecurity and privacy protection — Requirements for bodies providing audit and certification of privacy information management systems

(2) 認証関連規格

- JIS Q 27000:2019　情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステム－用語
- JIS Q 27001:2023　情報セキュリティ，サイバーセキュリティ及びプライバシー保護 － 情報セキュリティマネジメントシステム － 要求事項
- JIS Q 27001:2025 (ISO/IEC 27001:2022+Amd 1:2024) 情報セキュリティ，サイバーセキュリティ及びプライバシー保護－情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項（追補１）
- JIS Q 20000-1: 2020　情報技術－サービスマネジメント－　第１部：サービスマネジメントシステム要求事項
- JIS Q 20000-1:2025 (ISO/IEC 20000-1:2018+Amd 1:2024) 情報技術－サービスマネジメント－　第１部：サービスマネジメントシステム要求事項（追補１）
- ISO 22300: 2021　Security and resilience -- Vocabulary
- JIS Q 22301: 2020　セキュリティ及びレジリエンス－事業継続マネジメントシステム－要求事項
- JIS Q 22301:2025 (ISO 22301:2019+Amd 1:2024) セキュリティ及びレジリエンス－事業継続マネジメントシステム－要求事項（追補１）
- JIP-ISMS517-1.0　ISO/IEC 27017:2015 に基づく ISMS クラウドセキュリティ認証に関する要求事項
- JIP-ISMS517-2.0　ISO/IEC 27017 に基づく ISMS クラウドセキュリティ認証に関する要求事項
- JIS Q 27017: 2016 情報技術－セキュリティ技術－JIS Q 27002 に基づくクラウドサービスのための情報セキュリティ管理策の実践の規範
- ISO/IEC 27017:2026　Information security, cybersecurity and privacy protection — Information security controls based on ISO/IEC 27002 for cloud services

- JIS Q 27701: 2024 セキュリティ技術－プライバシー情報マネジメントのための JIS Q 27001 及び JIS Q 27002 の拡張－要求事項及び指針
- JIS Q 42001:2025　情報技術－人工知能－マネジメントシステム
- ISO/IEC 27701:2025 Information security, cybersecurity and privacy protection — Privacy information management systems — Requirements and guidance

3. 用語の定義

この認定の手順は、上記 2. 関連文書の規格に記載の該当する用語の定義のほか、以下の用語の定義を適用する。

(1) 認証機関：公表されている組織の認証のための基準、及び対象のマネジメントシステムのもとで要求される補足文書を用いて、組織のマネジメントシステムを審査し認証する第三者をいう。この手順において「認証機関」という用語は、別段の規定がない限り、「申請者としての認証機関」及び「認定された認証機関」の両方に適用する。

(2) 認定登録証：認証機関が本センターの認定基準及び指針に適合していることを示す証書。電子媒体によるものを原本とし、認証機関の希望によって紙媒体の登録証も発行する。

(3) 更新審査：認定の更新のための審査。再審査ともいう。

(4) サーベイランス：認定された適合性評価機関が継続的に認定の要求事項を満たしていることを監視するための、更新審査を除く一連の活動。

(5) 特別審査：変更、苦情などに伴う臨時の審査、及び認定範囲拡大申請に伴う審査。

(6) ISMS セクター規格：ISO/IEC 27001 をベースに、特定の業界、IT 技術及び資産等の固有の要素について、追加要求事項を規定したもの。

(7) 不正行為：認定又は認証の規則の意図的な違反につながる、関連する利害関係者への意図的な不実表示、情報の隠蔽、虚偽の情報の提供。

4. 認証機関の認定登録

ISMS 認証機関、ITSMS 認証機関、BCMS 認証機関、AIMS 認証機関又は PIMS 認証機関として本センターに認定されるためには、附属書 1 の認証機関に適用する規格に関して本センターによる認定のための審査を受け、規格に適合しなければならない。

BCMS 認証機関として認定される場合は「附属書 4　BCMS における事業分野別認定」による。

5. 認定機関の情報管理（機密保持）

本センターは、認定プロセスの間に得られた又は生じた全ての情報の管理について責任を負い、公開しようと意図している情報は、事前に認証機関に通知する。認証機関が公開している情報、又は本センターと認証機関が合意している場合（例えば、苦情に対応する目的の

ため）を除き、認定プロセスにおいて入手したその他の全ての情報は所有権をもつ情報とみなし、法律で要求される場合を除き、機密情報とする。認定審査に際して認証機関から提出された書類については、所定の保存期間終了後、認証機関の希望に基づいて返却又は廃棄する。

本センターは、認定審査の過程で知り得た認証機関及び受審組織の事業秘密に関する技術、情報、観察した審査情報及び施設・設備状況を含め、全てのことを第三者又は利害関係者に対し、言論、紙面、口頭等いかなる手段にても公表、公開しない。万が一これに反する行為があり、その事実関係が証拠によって証明された場合、法的処置を含め処分を受けることを承諾する。

6. 初回認定のための審査

6.1 認定申請の条件

(1) 認定の申請ができるのは、法人格を持ち、日本において登記されている機関とする。

(2) 申請までに、指定された規格及び認証機関が構築したマネジメントシステムに従って、組織に対する初回審査を含む 1 回以上の認証審査・登録を実施し、記録を残しておくことが必要である。

(3) 申請までに、上記実施を踏まえた内部監査及びマネジメントレビューを実施し、記録を残しておくことが必要である。

(4) BCMS において認定を申請する場合は、「附属書 4. BCMS における事業分野別認定」3.1 による。

(5) 申請機関は、認証機関を認定するための基礎として使用する IAF MLA 又は ILAC MRA レベル 1 から 4 の規格（例えば、ISO/IEC 17021-1）に対する第三者適合性評価を提供していないこと。認定の申請受理後又は認定後に本項に抵触していることが判明した場合、本センターは当該機関に関する申請プロセス又は認定を一時停止とすることがある。

(6) 申請機関は、暴力団、暴力団関係企業等の反社会的勢力ではなく、かつ、その要員が暴力団員（暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者も含む）、暴力団準構成員ではないこと。さらに、反社会的勢力によって経営を支配されていたり、あるいは反社会的勢力が経営に実質的に関与していることがないこと。認定の申請受理後又は認定後に本項に抵触していることが判明した場合、本センターは当該機関に関する申請プロセスを中止又は認定を取り消す。

6.2 申請

(1) 申請書類の様式（様式 1～6）は、附属書 1 記載の URL から最新版をダウンロードできる。認証機関は、「様式 1 認証機関認定申請書」（以下、申請書という）に、「附属書

2 認証機関 認定申請書　記載要領等」を参考に必要事項を全て記入し、署名（電子署名可）又は押印の上、「様式 2 認証機関 認定申請書 添付書類リスト」による添付書類とともに本センターに提出しなければならない。 紙媒体による提出の場合、提出部数は１部とする。提出された書類は、所定の保管期間終了後、認証機関の希望に基づいて返却又は廃棄する。

(2) 認証機関は、申請に際して少なくとも以下の情報を本センターに提供しなければならない。

a) 法人、名称、住所、法的地位、並びに人的資源及び技術資源を含む、認証機関の一般的概要。

b) より大きな法人の一部である場合は、その法人における関係、全ての物理的所在地の住所、及び仮想サイトを含む全ての場所で実行される活動に関する情報などの適合性評価機関に関する一般情報。

c) 該当する場合は、能力の限界を含む、認証機関が認定を取得しようとする明確に規定された範囲。

d) 認定要求事項及び認証機関の義務を常に満たすことのコミットメント。

e) 認証機関が認証に適用する規格又はその他の規準文書。

f) 認証機関のマネジメントシステム文書及び要求のある場合には関連文書一式。マネジメントシステム文書は、下位文書の他できるだけ様式も含める。

g) 初めて認定を申請する機関は、申請前に初回審査を含む組織の認証審査・登録を 1 回以上実施したことを示す文書。

h) 認証機関の認証活動における、公平性、客観性を示す文書。

i) 審査員に要求する力量とその評価方法を示す文書。

(3) 認証機関は、「様式 3 誓約書」により、以下の事項に同意するものとする。

a) 認定基準及び指針の要求事項を遵守し、認証機関の評価に必要なすべての情報を提供する。

b) 本文書の手順及び認証機関の義務を遵守する。

申請、初回審査及び認定登録後の認定の維持プロセスにおいて、認証機関が本手順及び誓約書の内容を遵守しない場合、申請の却下、審査プロセスの中止、認定の一時停止・取消し等につながることがある。

(4) 申請又は初回審査プロセスのいずれかの時点で、不正行為の証拠が存在する場合、認証機関が虚偽の情報を意図的に提供した場合、又は認証機関が情報を隠蔽した場合には、本センターはその申請を却下するか、又は審査プロセスを終了する。

(5) 初回審査において不認定となり、改めて認定を申請する場合、及び認定された機関が認定取消し後改めて認定を申請する場合は、初回認定の申請として扱う（これを再申請という）。但し、再申請による審査の過程において、前回審査で確認済みと思われる事項は省略する場合がある。

(6) 様式の記入及び提出に関する注意事項：

a) 「様式 5 認定基準及び指針と内部文書等との対応表」には、内容が具体的に記述されている下位文書の項番まで記入する。

b) 「様式 6 審査の実績及び予定」により、審査の実績と今後の予定を提出する。

c) 申請書類として提出する各様式、及び「様式 2 認証機関　認定申請書　添付書類リスト」で指定されている文書の言語は原則として日本語とする。外国語との併記は可。

d) 申請書類として提出しない下位文書（内部文書）や記録の言語は外国語でも可とするが、審査の過程で日本語での解説（文書又は通訳を介しての会話）を求めることがある。

e) 申請書類を郵送する場合は、予め連絡の上、附属書 1 に記載する本センターの所在地宛に送付のこと。

(7) 認定に関わる費用は「IMS 認証機関の認定に関わる料金（JIP-IMAC610）」による。審査料金は審査の状況によるため、通常見積りは作成していない。標準的な審査工数については「附属書 3 標準的な認定審査工数」を参照。

6.3 申請の受付

(1) 本センターにおいて申請書類を確認し、不備又は不足があった場合、認証機関は修正した又は不足している書類を改めて本センターに提出しなければならない。本センターは、申請書類が全てそろっていること、及び本センターが認定審査に必要な資源を有していることを確認した上で申請を受理し、認証機関に申請受理を通知する。申請受理により、認証機関と本センターとの間に認定審査に関する合意が成立したものとみなす。

(2) 申請を受理できない場合は、理由を説明して申請書類を返却する。申請を受理できない例としては、本手順 6.1、又は 6.2 に適合しない場合がある。

(3) 本センターは、受領した申請書類及び審査中に入手した審査に関わる文書を認定の目的に使用するが、適切な機密保持を行う。

(4) 申請を受理したら、申請料及び基本審査料を請求する。万一審査開始前に申請の取下げがあった場合でも、申請料は請求する。

6.4 審査の準備

認定審査は通常、①申請書類審査、②事務所審査、③立会審査、④最終審査　の順に実施する。

(1) 認定審査チーム

本センターは、申請書類審査を開始する前に認証機関との間で審査日程を調整し、認定審査チームを編成して認証機関に連絡する。認証機関は、本センターからの認定審査チームメンバー及びオブザーバーに関する通知に対し、正当な理由がある場合には、特定

のチームメンバー又はオブザーバーに対する忌避を本センターに申し出ることができる。また、立会審査の場合、立会対象組織は、ある特定のチームメンバー又はオブザーバーの選任について、競合者との実証された密接な又は直接の関係、あるいはチームメンバー又はオブザーバーに対する以前の正当な苦情などを理由として、異議を唱えることができる。

指定期限内に忌避の申し出がない場合は、合意したものとする。

(2) 審査計画

認証機関は、本センターからの審査計画に関する通知に対し、必要により調整を申し入れることができる。

6.5 検出事項の分類及び審査の基準

(1) 審査における検出事項の分類は下記の通りとする。

・不適合

・改善事項

・充実点

なお、申請書類審査で、事務所審査において確認するとした事項は「要確認事項」として検出する。

(2) 不適合のレベルは「重大な不適合」と「軽微な不適合」の２種類とする。

a) 重大な不適合とは、マネジメントシステムに重大な影響を及ぼす不適合。

b) 軽微な不適合とは、マネジメントシステムへの影響が軽微である不適合。

不適合は、認定の要求事項に適合していない場合の他、実行されていることが効果的でない場合を含む。効果的でないとは、要求されているアウトプットが生み出されていないことをいう。

(3) 改善事項は、不適合に相当しない検出事項で、マネジメントシステムに対する改善の機会を提供するものをいう。

(4) 充実点は、マネジメントシステムの運用において、認証機関の信頼性に寄与していると考えられる事象をいう。

6.6 審査の実施

認証機関は、認定審査チームによる認定基準及び指針に基づく以下の審査及び 7 項に述べる審査（認定の継続）に際して、審査の障害となるような対応をしてはならない。なお、本センターは初回審査に先立ち認証機関の合意のもとに予備訪問を行うことができる。

認定審査には、認定の要求事項への適合を通じて認証機関の能力を判断するための、関連する全ての情報及び客観的証拠の収集及びレビューを含む。

6.6.1 申請書類審査

(1) 審査チームは、認証機関から提出された申請書類に対し、本センターの事務所において認定基準及び指針との適合性を審査する。この審査の過程で、「様式 5 認定基準と内部文書等の対応表」に記載されていながら添付されていない文書があった場合は、追加の文書の提出を依頼する場合がある。

(2) 審査の結果は、申請書類審査報告書により認証機関に報告する。申請書類審査報告書について認証機関の確認が得られたら申請書類審査を完了とし、事務所審査に移行する。

(3) 軽微な不適合がある場合、特に理由がなければ、審査チームは事務所審査にて処置を確認する。

(4) 重大な不適合がある場合は、完了した是正処置が十分であることを確認するまで、事務所審査に移行しない。

(5) 申請書類のみでは確認できない事項がある場合、事務所審査で確認する場合がある。

6.6.2 事務所審査

(1) 申請書類審査終了後、本センターが作成した事務所審査計画に認証機関の合意が得られたら、審査チームによる事務所審査を実施する。事務所審査では、認証機関の事務所において、認証活動の実施状況及び記録の確認を行う。認証機能を担う複数の事業所がある場合は全ての事業所を審査対象とする。

(2) 初回会議後に上級経営管理者へのインタビューを予定しているため、認証機関は審査日程及び審査計画の調整時に配慮する。

(3) 審査の現場での会話は原則として日本語で行うが、外国語が使用される場合は、日本語での解説（文書又は通訳を介しての会話）を求めることがある。通訳の手配及び費用負担は認証機関が行うものとする。

(4) 最終会議には、認証機関の上級経営管理者の参加を求める。認定審査チームは検出事項を書面にて説明し、認証機関の確認を得る。日々会議で確認する場合もある。

(5) 不適合があった場合、認定審査チームは「是正処置要求書・回答書」を発行し、その内容及び是正期限について、認証機関と合意する。不適合の是正期限は、重大な不適合の場合は 3 か月以内、軽微な不適合の場合は概ね 1 か月以内とする。認証機関は不適合に対して是正処置（不適合の範囲及び根本原因の分析、不適合を解決するために講じた、又は計画した具体的な処置を含む）を実施しなければならない。

(6) 認証機関は、認定審査チームが検出した事項及びその根拠について質問することができる。認定審査チームは、検出事項の内容について認証機関の合意を得る。

(7) 合意できない場合は、認定審査チームは検出事項を保留し、認定機関の結論を後日報告する。また、認証機関は合意できない理由を認証機関の意見として別途本センターに提出することができる。

(8) 認定審査チームは、是正処置が十分かつ適切とみなすことができるか否かを判断する

ため、認証機関が提出した不適合の解決に関する回答をレビューする。認証機関の回答が不十分であることが判明した場合は、追加の情報を要求する。

(9) 不適合がない場合、又は不適合に対する認証機関の回答が十分であると判断した場合、認定審査チームは事務所審査報告書を作成し、認証機関に確認を依頼する。確認が得られたら事務所審査は完了とし、立会審査に移行する。

(10) 合意された期限までに是正完了を確認できない場合は審査打ち切りとなることがある。

(11) 改善事項については是正処置の要求はない。次回の審査等でその対応状況を確認する。

(12) 重大な不適合が検出された場合は、講じられた処置の効果的な実施の証拠を要求するか、及び／又は是正処置の有効な実施を検証するためにフォローアップ審査を行う場合がある。事務所審査のフォローアップを実施する場合は、その旨を明示した事務所審査報告書を作成して認証機関に確認を依頼し、事務所審査は一旦終了とする。

(13) 事務所審査のフォローアップを行う場合、完了した是正処置が十分であることを確認し、フォローアップ審査が完了するまで立会審査に移行しない。

6.6.3 立会審査

(1) 本センターは認証機関が実施する認証審査への立会審査を行うための日程調整を行う。立会する認証審査は、初回認証審査の第一段階及び第二段階を含めることとし、認定範囲及び認証組織数を考慮して認証機関の能力評価に適切な事例を 1 件以上選択する。

(2) 認証機関は、確認され計画された審査の完全かつ最新のスケジュール（審査日、場所、認証審査チーム構成、審査の種類及び範囲など）を本センターに提出する。

(3) 認証機関に対する立会審査で、認証審査を受ける組織に複数サイトがある場合は立会するサイトをサンプリングする場合がある。

(4) 認証機関に対する立会審査では、認定審査チームに関して認証審査を受ける組織の了解を認証機関が得るものとする。

(5) 立会審査の日程調整において、認証審査員を指定する場合がある。

(6) ある特定の活動の目的を部分的な立会いによって達成することができる場合を除き、原則として、認証審査の全工程に立ち会う。

(7) 認証機関は立会審査に先立ち、認証機関の審査計画、該当する場合は以前の審査報告書、認証審査チームの力量に関する記録及び審査工数の計算の正当な理由を、本センターに提出しなければならない。

(8) 立会対象とする組織及び本センターが作成した立会審査計画について認証機関の合意が得られたら、認定審査チームによる立会審査を実施する。

(9) 立会審査の現場で外国語が使用される場合、日本語での解説（文書又は通訳を介しての会話）を求めることがある。通訳の手配及び費用負担は認証機関が行うものとする。

(10) 認定審査チームは、認証審査の立会に際し知り得た認証機関及び立会対象組織の事業秘密に関する技術、情報、観察した審査情報及び施設・設備状況を含め、全てのことを

第三者又は利害関係者に対し、言論、紙面、口頭等いかなる手段にても公表、公開しない。立会対象組織が要望する場合、認定審査チームはこのことを誓約する「立会審査守秘義務宣言書（ISF323-3）」を提出する。別途立会対象組織から NDA（秘密保持契約）等の締結の要請があった場合は、それに対応する。

(11) 立会の目的及び範囲に関連する場合は、認証機関の審査報告書（及びあらゆる必要な追加情報）の提供を依頼する場合がある。

(12) 認証機関による認証審査終了後、立会審査の最終会議において、認定審査チームは認証機関の出席者に対し検出事項を書面にて説明し、認証機関の合意を得る。日々会議で確認する場合もある。

(13) 不適合があった場合、認定審査チームは「是正処置要求書・回答書」を発行し、その内容及び是正処置の期限について、認証機関と合意する。不適合の是正期限は、重大な不適合の場合は 3 か月以内、軽微な不適合の場合は概ね 1 か月以内とする。認証機関は不適合に対して是正処置（不適合の範囲及び根本原因の分析、不適合を解決するために講じた、又は計画した具体的な処置を含む）を実施しなければならない。

(14) 認証機関は、認定審査チームが検出した事項及びその根拠について質問することができる。認定審査チームは、検出事項の内容について認証機関の合意を得る。

(15) 合意できない場合は、認定機関は検出事項を保留し、認定機関の結論を後日報告する。また、認証機関は合意できない理由を認証機関の意見として、別途本センターに提出することができる。

(16) 認定審査チームは、処置が十分かつ適切とみなすことができるか否かを判断するため、認証機関が提出した不適合の解決に関する回答をレビューする。認証機関の回答が不十分であることが判明した場合は、追加の情報を要求する。

(17) 不適合がない場合、又は不適合に対する認証機関の回答が十分であると判断した場合、認定審査チームは立会審査報告書を作成し、認証機関に確認を依頼する。この確認が得られたら立会審査は完了とし、最終審査に移行する。

(18) 合意された期限までに是正完了を確認できない場合は審査打ち切りとなる場合がある。

(19) 改善事項については是正処置の要求はない。次回の審査等でその対応状況を確認する。

(20) 重大な不適合が検出された場合は、講じられた処置の効果的な実施の証拠を要求するか、及び／又は是正処置の有効な実施を検証するためにフォローアップ審査を行う場合がある。立会審査のフォローアップを実施する場合は、その旨を明示した立会審査報告書を作成して認証機関に確認を依頼し、立会審査は一旦終了とする。

(21) 立会審査のフォローアップを行う場合、完了した是正処置が十分であることを確認し、フォローアップ審査が完了するまで最終審査に移行しない。

6.6.4 フォローアップ審査

(1) 不適合の指摘に対する是正処置について、その是正処置が十分であること及び効果的

であることを確認するために、必要に応じてフォローアップ審査を行う場合がある。

(2) フォローアップ審査が終了したらフォローアップ審査報告書を作成し、認証機関に確認を依頼する。この確認が得られたらフォローアップ審査を完了とし、次の審査に移行する。

6.6.5 最終審査

(1) 申請書類審査、事務所審査及び立会審査（実施した場合はフォローアップ審査を含む）が終了したら、審査全体を通した最終審査を本センターの事務所で実施する。

(2) 最終審査の過程で、確認のために追加の調査を行う場合がある。

(3) 最終審査が完了したら最終審査報告書を作成し、認証機関に提出する。認証機関は、本センターから受領した各審査報告書に対し意見を述べることができる。

(4) 最終審査報告書について認証機関の確認を得た上で、認定委員会に上申する。

(5) 全ての審査報告書の所有権は本センターに帰属するものとする。

(6) 原則として、全ての審査が終了したら各審査料をまとめて請求する。詳細は「IMS 認証機関の認定に関わる料金（JIP-IMAC610）」による。

6.7 審査の打切り

以下の場合、原則として審査打切りとし、初回審査の場合は不認定の扱いとなる。更新審査、サーベイランスの場合は、認定の一時停止又は取消しとなる。

(1) 重大な不適合の指摘から 3 か月以内に是正完了の確認ができない場合。

(2) 認定の手順にある誓約が守られない場合

(3) 以下のような状況で、審査を続行できないと本センターが判断した場合。

a) 認証機関が意図的に虚偽の情報を提供した、又は情報を隠蔽した場合

b) 認証機関の不正行為の証拠が存在する場合

c) 認証機関が反社会的活動を行った場合

(4) 認証機関から申請取下げの申し入れがあった場合

但し、非常事態又は特殊な状況においては、「認定機関、適合性評価機関及び認証された組織に影響を及ぼす非常事態又は特殊な状況の管理のためのIAF参考文書(JIP-IMAC133)」に準じた対応とする。

6.8 認定登録

6.8.1 認定登録の判定

(1) 本センターは、各審査報告書に対する認証機関からの確認を受領し、是正処置の完了と妥当性を確認したら、認定委員会で認定登録を判定する。

(2) 本センターは、認定登録に関する判定結果を認証機関に通知する。

(3) 認定された場合、認定登録日は通常、認定委員会による決定日とする。この月日を基準

日という。

(4) 認定されなかった場合は、その理由とともに不認定を通知する。認証機関は、判定結果に対して異議申立てを行うことができる（10.1 参照）。

(5) BCMS において不認定の特定事業分野があった場合、それを除く分野に対して認定される。

(6) 認定保留の場合は、保留の条件に関する確認のための追加の調査を行う場合がある。

6.8.2 認定登録証の交付

(1) 認定登録の決定後、本センターは認証機関に対して認定登録証を交付するとともに認定シンボルを付与する。認定登録証の所有権は本センターに帰属するものとする。

(2) BCMS の場合は、認定範囲として事業分野を記載する。

(3) 認定登録証の取扱いについては、「IMS 認定登録証取扱い規定（JIP-IMAC512）」によるものとする。

(4) 認定が決定したら、認定登録料を請求する。

(5) 認証機関が認定登録されたことを表明する場合は、認定基準、本手順、「IMS 認定シンボル使用規定（JIP-IMAC510）」及び「IMS 認定登録証取扱い規定（JIP-IMAC512）」の該当事項を遵守する。

6.8.3 登録情報の公開

(1) 初回認定登録された認証機関は、認証機関の情報を本センターが指定する様式「認証機関登録情報（ISF240）」に従って報告する。本センターはこれをデータベースに登録するとともに、一部をホームページで公開する。

(2) 認証機関は、被認証組織情報（以下、認証情報）を「登録組織情報インターフェース仕様書（JIP-IMAC520）」に従って本センターに報告する。この報告に基づき、認証情報を本センターのホームページに公開する。認証情報の公開に際しての、非公開の扱いに関する注意事項については、上記仕様書を参照のこと。被認証組織が非公開を希望するものを除き、全ての認証情報はホームページで公開する。

備考 1：本制度では、セキュリティ上の理由による認証情報の非公開や一部非公開を認めている。一部非公開の場合、最低限公開すべき項目を上記仕様書で定めている。被認証組織が認証情報の非公開（一部非公開を含む。以下、同じ）を希望する場合は、認証機関は被認証組織に対して、その正当な理由を含む非公開を要請する文書の提出を求め、本センターの求めに応じて提示できるようにしておかなければならない。（参考：IAF MD28　6.2 項及び 6.3 項）

備考 2：本センターに、非公開や一部非公開を希望した組織に関する情報の確認などの問合わせがあった場合、公開範囲内で回答する。

(3) 認証登録を一時停止又は取消した認証情報は、公開情報から削除する。

(4) 認証機関の希望がある場合、本センターは認証機関から報告を受けた内容に基づいて、被認証組織の認証情報を IAF CertSearch データベースに代行アップロードする。認証機関は、本センターによる代行アップロードを利用する場合には、被認証組織にその旨を通知しなければならない。

7. 認定の継続

7.1 更新審査

(1) 初回認定登録の有効期限は、認定登録日から 3 年とする。更新登録の有効期限は 4 年とする。更新後の有効期限は更新前の有効期限に連続する。

(2) 認定された認証機関が引続き認定登録の継続を希望する場合は、有効期限の 3 か月前までに更新の申請を行い、有効期限内に認定更新の判定を受けなければならない。

(3) 有効期限の 9～6 か月前に本センターから認証機関に更新審査について案内する。立会審査の日程調整のため、認証機関は案内に従って審査予定を提出する。特に、立会審査の候補が少ない場合は早めに本センターに相談する。

(4) 認証機関が登録の更新を希望しない場合は、有効期限の 3 か月前までに文書で連絡する。認証機関は認定取下げに伴う手続きを行う。

(5) 更新審査の申請及び審査の手順等は、初回審査と同様とする。認証機関は、変更のない書類も含めて全て提出する。提出された書類は、所定の保管期間終了後、認証機関の希望に基づいて返却又は廃棄する。

(6) 本センターは、申請書類を確認後、申請受理を通知し、併せて申請料及び基本審査料を請求する。

(7) 更新審査には、前回審査からの変更点の確認及び前回審査において次回の審査で確認するとした事項を含める。

(8) 変更届に対する確認を更新審査で併せて行う場合があるが、変更が大きい場合は事前の了解の上、別途特別審査を行う。

(9) 原則として、全ての審査が終了したら各審査料をまとめて請求する。

(10) 本センターは登録更新について認定委員会に上申し、判定結果を認証機関に通知する。

(11) 認定の更新決定後、本センターは更新版の認定登録証を送付する。

7.2 サーベイランス

(1) 認定された認証機関は、初回認定登録又は更新登録後 1 年毎に、原則として基準日の前後 3 か月以内に本センターによりサーベイランス（維持審査）を受けなければならない。

(2) サーベイランス時期の 6～3 か月前に本センターからサーベイランスについて案内し、審査日程の調整を開始する。立会審査の日程調整のため、認証機関は案内に従って審査予定を提出する。認定申請書の提出は不要である。

(3) 前回審査以降変更された文書等があれば、事前に提出する。提出された書類は、所定の保管期間終了後、認証機関の希望に基づいて返却又は廃棄する。
(4) サーベイランスは、事前の書類確認、事務所審査、立会審査及び最終審査により行う。状況により事務所審査と立会審査の順序を入れ替える場合がある。
(5) 審査の進め方及び判定までの処理は初回審査と同様である。標準的な審査工数は「附属書 3 標準的な認定審査工数」を参照のこと。
(6) サーベイランスには、前回審査からの変更点、前回審査において次回の審査で確認するとした事項を含める。
(7) サーベイランスは他のサーベイランス活動を考慮して実施する。他のサーベイランス活動には、認証機関の認定内容に関連する事項の調査、公開情報のレビュー、苦情処理の結果、業務遂行能力の監視などを含む。
(8) 立会する認証審査は、初回認証審査（第一段階又は第二段階）、サーベイランス審査、再認証審査の中から、認定範囲及び認証組織数を考慮して認証機関の能力評価に適切な事例を 1 件以上選択する。
(9) 変更届に対する確認をサーベイランスで行う場合があるが、変更が大きい場合は事前の了解の上、別途特別審査を行う。
(10) 各審査報告書の取扱いは初回審査と同様である。
(11) 原則として、全審査終了後、審査料及び基本登録維持料を請求する。
(12) 本センターは登録維持について認定委員会に上申し、判定結果を認証機関に通知する。
(13) 登録維持が決定し、認定登録証の記載事項に変更のない場合、認証機関は認定登録証を継続して使用する。変更がある場合は、認定登録証の改定版を送付する。変更に伴い認定登録証を改定しても、有効期限は変わらない。
(14) 登録を維持しないと決定された場合は、認定の一時停止若しくは認定の取消しの扱いとなる。

7.3 変更の申請

(1) 認証機関は、その機関の状態又は運営に関する以下の事項に影響を与えるすべての変更を遅滞なく本センターに通知しなければならない。認定範囲の拡大については、7.4 を参照のこと。
   a) 法律上、商業上、所有権上、組織上の地位。
   b) 組織、トップマネジメント、主な要員。
   c) 主な方針、及び該当する場合は手順。
   d) 土地や建物を含む施設。
   e) 影響の大きい場合、事業所に関する認定の範囲、要員、業務環境又は他の経営資源。
   f) 認証機関の能力、又は、認定基準及び指針の要求事項若しくは、該当する場合は、本センターが規定した他の関連する適格性基準への適合に影響を及ぼす可能性が

ある事項。

(2) 認定申請書の記載事項及び様式「認証機関登録情報（ISF240)」による認証機関の登録情報に変更が生じた場合、並びにマネジメントシステムや関連する組織等に変更が生じた場合は、様式「認定申請／登録内容変更届（ISF531)」により速やかに本センターに通知しなければならない。

(3) 本センターは、変更届の内容を確認し、処置方法を回答する。本センターが臨時の審査が必要と認めた場合は、特別審査を実施する。

(4) 変更に伴って認定登録証の記載事項に変更が生じた場合、本センターは認定登録証の改定版を送付する。変更に伴い認定登録証を改定しても、有効期限は変わらない。

(5) 上記以外の文書変更等は、次回の審査の前に提出しなければならない。

7.4 認定範囲の拡大

(1) 認定範囲の拡大を希望する認証機関は、「様式 1 認証機関 認定申請書」を用いて申請する。

(2) BCMS 認証機関として認定された機関が事業分野を拡大申請する場合は、附属書 4 5.1 により認定範囲の拡大申請をする。

(3) 認定範囲の拡大申請に対し、特別審査を実施する。この特別審査は原則として拡大に関連する部分とする。

(4) 認定範囲の拡大は認定委員会で決定され、本センターは認証機関に結果を通知する。

(5) 認定範囲の拡大が決定したら、本センターから改定版の認定登録証を付与する。認定範囲を拡大しても、有効期限は変わらない。

(6) 本センターは、審査が終了したら審査料を、登録が決定したら拡大認定登録料を請求する。

7.5 認定基準及び指針の変更

(1) 本センターが認定基準及び指針を変更し公表した場合、認証機関として必要な変更処置を通知する。変更の内容が認証機関の運用に大きく影響を与える場合は、事前の連絡により対応のための十分な時間をとるか、処置完了の期間等を明示する。

(2) 認定された認証機関は、本センターが指定した期間内に必要な対応を行った後、本センターの確認を受けなければならない。基準等の大幅な変更を行った場合は、処置の確認のための特別審査を行う場合がある。

7.6 特別審査

(1) 認定基準の大幅な変更があった場合、認定された認証機関の活動に重大な影響を与える変更があった場合（例えば、組織、要員、施設の変更など)、又は苦情若しくは当該機関が認定基準又は指針の要求事項に適合していないことが明らかになった場合には、

本センターからの通知に基づき、特別審査を受けなければならない。

(2) 認定範囲を拡大する場合は、認定範囲拡大のための特別審査を受けなければならない。

(3) 苦情並びに市場又は規制当局からのフィードバックを受領した場合などに、特別審査を実施することがある。

(4) 特別審査の結果は認定委員会に報告し、登録維持の可否を決定する。

8 認証機関が認定の縮小、一時停止、又は取下げを希望した場合

認証機関が何らかの理由により、認定された認証業務を中止する場合には、その旨本センターに申し出なければならない。認証機関は、認証業務中止による市場への影響を最小限にするよう努力し、そのための方策に関して本センターに報告する。本センターは認証機関の対応の妥当性を判断し、認定委員会に報告する。

9 認定の縮小、一時停止及び取消し

9.1 認定の縮小及び一時停止

認定された認証機関において下記の事態となった場合、本センターは認定を縮小又は一時停止することができる。一時停止の期限は次の更新期限を超えることはできない。

認定の縮小及び一時停止については、認定委員会に上申して決定する。

(1) 重大な認定基準又は指針の違反、若しくは審査における重大な不適合に対し、合意した期間内に是正処置の完了を確認できないため、認定範囲の全部又は一部について認定の継続が適切でないと判断された場合。

(2) 認定の地位についての不正確な主張又は認定シンボルの誤解を招くような使用をしており、是正されない場合。

(3) 本センターへの通知・報告義務を意図的に怠り、若しくは虚偽の通知又は報告をした場合。

(4) 本センターの規定に基づく立入りを拒否、妨害、又は忌避し、若しくは本センターの規定による質問に対して、正当な理由なしに陳述せず、又は虚偽の陳述をした場合。

(5) 第三者適合性評価制度に対する市場の信用を失墜させると本センターが判断した場合。

(6) 認定の手順及び／又は認定の申請時に提出した誓約書が守られない場合。

(7) 料金の請求に対し、特に事情がある場合を除き 6 か月を超えても支払われない場合。

(8) その他合理的な理由により、本センターが認定の縮小又は一時停止が妥当と判断した場合。

9.2 認定の一時停止の解除

認定の一時停止に対し、是正処置等で一時停止の理由が解消され、当該機関から一時停止解除の申し出があった場合、本センターは特別審査により是正処置等を確認し、認定委員会での判定を経て一時停止を解除する。

9.3　認定の取消し

認定された認証機関において下記の事態となった場合、本センターは認定を取消すことができる。認定の取消しについては、認定委員会に上申して決定する。

(1) 認定の手順及び／又は認定の申請時に提出した誓約書が守られない場合。
(2) 重大な認定基準及び指針違反若しくは審査における重大な不適合に対し、定められた期間内に是正されない場合。
(3) 認定された認証機関において、認定の一時停止の条件に該当し、本センターが要求した期間内に修正、及び／又は不適合の除去、及び是正処置が有効に実行されなかった場合。
(4) 不正行為の証拠がある場合、又は認証機関が意図的に虚偽の情報を提出した場合、若しくは情報を隠蔽した場合。
(5) 認定に関わる料金を支払わない場合。
(6) その他認定が適切でないと判断され、本センターで取消しが決まった場合。

9.4　認定の縮小、一時停止又は取消し（取下げを含む）に伴う処置

(1) 本センターが認定の縮小、一時停止又は取消しを行う場合、認証機関は本センターの依頼に従い対応計画について回答し、実行する。
(2) 認定を取消された認証機関は、速やかに認定登録証のファイルを消去するとともに、もし印刷したものがあればそれを廃棄し、認定に関するいかなる言及もその使用を中止しなければならない。
(3) 一時停止中の認証機関に新規に認証された組織は、一時停止が解除されるまで認定シンボルを使用できない。
(4) 認証機関は、認定の一時停止、縮小又は取消し、及びそれによって生じる結果を、不当に遅れることなく、影響を受ける顧客に通知しなければならない。
(5) これらの対応が完了したら本センターに報告する。必要によりこれらの確認を認証機関の事務所等で実施する場合がある。
(6) 本センターは、認定を縮小、一時停止又は取消しされた認証機関の情報を公開する。認定の縮小、一時停止又は取消しが 6.1(5)又は 9.3(4)に基づく場合は、本センターは IAF（国際認定フォーラム）にその旨を通知する。

9.5　認定の取消し後の再申請

認定取消しとなった機関は、取消しの理由が消滅した場合、再申請することができる。この再申請は初回申請の手続きとなる。

9.6　不正行為に対する処置

認定された認証機関及び／又はその機関に認証された組織による不正行為は、適合性評価

制度の信頼性に対する重大な脅威である。本センターは、そのような不正行為に対して次のように対応する。

(1) 本センターは、認定した認証機関に関する不正行為の申立てを受け取り、その情報について調査し、必要な場合には 9.1～9.5 項に従い認定の一時停止、取消し等の処置を行う。

(2) 認定した認証機関によって認証された組織の認証に関連する不正行為の申立てを受け取った場合は、その情報に関する認証機関の対応が適切であるか否かを検証し、必要であると判断した場合は、7.6 項による特別審査及びその結果に基づく処置を行うことがある。認証機関に対しては、「マネジメントシステム認証に関する基本的な考え方 －不正行為を行っていた事実が判明した被認証組織に対する認証機関による処置 ―」(JIP-IMAC120) を基本的な考え方とした対応が望まれる。

10. 認証機関の権利と義務

10.1 権利

認証機関は以下の権利を有するものとする。

(1) 認証機関は、本センターから、審査と認定の手順の詳細を記述した文書、認定のための要求事項を記述した文書並びに認証機関の権利及び義務について記述した文書の提供を受けることができる。

(2) 認定された認証機関は、「IMS 認定シンボル使用規定（JIP-IMAC510)」に従い、本センターから付与された認定シンボルを使用することができ、また、コミュニケーション媒体において認定された地位を主張することができる。

(3) 認証機関は、本センターの認定に関する判定結果に異議がある場合には、「IMS 認定に関する苦情・異議申立てへの対応手順（JIP-IMAC112)」に基づき異議申立てをすることができる。

(4) 認証機関は、本センターの認定業務に係わる事項に関して、「IMS 認定に関する苦情・異議申立てへの対応手順（JIP-IMAC112)」に基づき苦情を申し出ることができる。

10.2 義務

認証機関は、本センターに対して以下の義務を負うものとする。

(1) 認定基準、指針及び本手順の該当する要求事項に適合する。認定の要求事項に変更があった場合は、それに適応することに同意する。

(2) 認定審査の実施に必要な準備をすべて行う。この準備には、初回審査、サーベイランス、更新審査、特別審査、フォローアップ審査、及び苦情の解決のために必要な文書の調査、並びに審査に必要な場所への立ち入り、記録（内部監査報告書を含む）の閲覧及び当該機関との面接のための用意を含む。認定の要求事項を満たしていることを確認するた

めに必要な、認証機関の要員、場所、設備、情報、文書及び記録へのアクセスを提供する。組織が認定機関の審査チームに対して認証機関のパフォーマンスを評価するために同行することを約束する、法的拘束力のある取決めを組織との間に結ぶ。

(3) 認証機関が本センターによる立会を拒否し（組織からの拒否を含む)、拒否に関する正当な理由が示されない、本センターが理由を受け入れられない（例えばセキュリティ上の立ち入り制限による、などの理由がない)、及び／又は拒否によって認定範囲に関する網羅性が損われる場合には、認定の取消し等に至る場合がある。

(4) 立会審査に関して、認定機関による認証審査への立会いの受入れについて、組織との契約に含める。組織が正当な理由なく立会いの受入れを拒否する場合には、認定された認証の取消しとなる可能性がある。

(5) 認証文書には、それが認定された認証であることを示すため、認定シンボル、認定機関の特定を含めた認定された認証の地位の引用を表示する。

(6) 認定登録されている範囲に関してのみ認定されていることを表明する。

(7) 認定に基づく権利を、本センターの評価を損なうような方法で利用しない。また、認定に関して誤解を招く又は許可されていないと本センターがみなすような表明を行なわない。

(8) 本センターによって、組織のマネジメントシステムが認証された、又は製品、プロセス、システム、要員が承認されたと思わせるように、認定の事実を利用しない。

(9) 認定シンボル、IAF MLA マーク及び IAF CertSearch マークの使用に関しては、「IMS 認定シンボル使用規定（JIP-IMAC510)」に従う。

(10) コミュニケーション媒体で認定されていることについて触れる場合には、本センターの要求事項に従う。

(11) 認定審査の結果の如何にかかわらず、本センターが請求する認定審査のための料金を支払う。また、認定登録された後は、認定の維持のための料金を負担する。なお、支払われた料金は本センターの責に帰す場合を除き返却されない。

(12) 組織のマネジメントシステムの認証は、申請した組織と認証機関で合意が得られた適用範囲について実施する。審査はその適用範囲に対して適切に審査できる審査チームが行う。

(13) 認証登録した組織に関して、初回登録、変更、一時停止及び取消しの情報を遅滞なく本センターに報告する。なお、本センターは、報告された組織の情報の一部を、了解を得た上で公開する。

(14) 認証機関の認定に関わる重大な変更を遅滞なく本センターに通知する。

(15) 本センターから照会された、認証機関への認定に関するあらゆる苦情の調査及び解決に協力する。認証機関は、当該機関に対する異議申立て、苦情及びそれらに対する処置を記録し、本センターが要請した場合は閲覧できるようする。

(16) 認定審査受審の過程で得られた又は生成された全ての情報について機密を守る。

(17) 認証登録した組織のマネジメントシステムとの関連が疑われる事象（例えば、情報漏えい）について、その事実関係に関する本センターからの問合せに回答する。該当する場合は、その認証に関する認証機関としての対応状況を本センターに報告する。

附属書１　認証機関の認定に関わる基準及び関連文書

1. 認証機関の認定に関わる基準及び関連文書

1.1　ISMS 認証機関の認定に関わる文書

1）認定基準・指針に関する文書

JIP-ISAC100　ISMS 認証機関認定基準及び指針

JIP-ISAC101　ISMS クラウドセキュリティ認証機関認定基準及び指針

JIP-ISAC102　ISMS-PIMS 認証機関認定基準及び指針

1.2　ITSMS 認証機関の認定に関わる文書

1）認定基準・指針に関する文書

JIP-ITAC100　ITSMS 認証機関認定基準及び指針

1.3　BCMS 認証機関の認定に関わる文書

1）認定基準・指針に関する文書

JIP-BCAC100　BCMS 認証機関認定基準及び指針

1.4　AIMS 認証機関の認定に関わる文書

1）認定基準・指針に関する文書

JIP-AIAC100　AIMS 認証機関認定基準及び指針

1.5　PIMS 認証機関の認定に関わる文書

1）認定基準・指針に関する文書

JIP-PIAC100　PIMS 認証機関認定基準及び指針

1.6　ISMS、ITSMS、BCMS、AIMS、PIMS 認証機関に共通な認定に関わる文書

1）認定の手順に関する文書

JIP-IMAC110　IMS 認証機関認定の手順

2）認定シンボルに関する文書

JIP-IMAC510　IMS 認定シンボル使用規定

3）認定登録証に関する文書

JIP-IMAC512　IMS 認定登録証取扱い規定

4）料金に関する文書（料金表）

JIP-IMAC610　IMS 認証機関の認定に関わる料金

5）被認証組織情報に関する文書

JIP-IMAC520　登録組織情報インターフェース仕様書

6)　IAF MD、IAF ID を含む認証機関の認定に関連する文書

- IAF　Mandatory Document
- IAF　Informative Document
- IAF　Policy Document
- IAF 年次総会で、認定機関及び／又は認証機関に対する要求事項として発行された IAF Resolutions

2. 入手方法

認証機関の認定に関わる基準及び関連文書は、次の URL からダウンロードできる。

URL：https://isms.jp/std/index.html

文　　書	備　　考
規定・手順類	
認定基準・指針に関する文書	基準等の中で適用している ISO 規格、JIS 規格は、日本規格協会等から入手できる。
認定の手順に関する文書	手順の中の、申請書類の各様式、認定申請／登録内容変更届、認定登録証発行依頼書等の Word、Excel 版は、各認定基準別のダウンロードページ上部に様式へのリンクを示してある。
認定シンボル及び認定登録証に関する文書	認定シンボル使用規定及び認定登録証取扱い規定は、上記 URL からダウンロードできる。 認定シンボル規定は認定登録後に提供する。
料金に関する文書	上記 URL からダウンロードできる。
被認証組織情報に関する文書	認定登録後に提供する。
IAF 関連文書	
認証機関の認定に関わる IAF Mandatory Document (MD) IAF Informative Document (ID)	IAF MD 及び ID の 参考訳は上記 URL からダウンロードできる。

3. 問合せ先

3.1　認定の申請、審査及び登録に関する問合せ、申請書類の送付先

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター

〒106-0032　東京都港区六本木 1-9-9　六本木ファーストビル内

https://isms.jp/contact/index.html

E-mail：it-info@isms.jp

3.2　本制度の概要

https://isms.jp/index.html

3.3　FAQ

https://isms.jp/faq/index.html

附属書２　認証機関 認定申請書 記載要領等

1.　申請書記載方法

1.1　申請法人：

(1) 所在地　　：登記法人所在地

(2) 名称　　：登記法人名称を記載する。

(3) 代表者役職・氏名　：法人代表者の役職・氏名を記載する。

1.2　申請機関：

(1) 名称・略称・URL：認証機関（機関業務を実施する法人又はその一部の部署）の名称、機関の略称及びURLがあれば記載する。

(2) 機関代表者役職・氏名：認証機関の上級経営管理者の役職・氏名を記載する。

(3) 主たる事務所の所在地：申請機関の主たる事務所の所在地を記載する。

(4) 事業所：主たる事務所以外に認証活動に係る事業所がある場合、「別紙による」にマークして、全ての事業所情報を添付する。

(5) 認定申請分野：BCMSの場合、事業分野を記載する。

1.3　連絡先：

(1) 所属・役職名・氏名等：認定に関する本センターからの連絡先を記載する。

1.4　申請の種類

該当する審査にマークする。

2.　添付書類提出部数

認証機関初回申請　：　全１部

認証機関更新申請　：　全１部

附属書 3　標準的な認定審査工数

標準的な認定審査工数は下記とするが、状況により増減がある。なお、複数のマネジメントシステムの審査を同時に実施する場合は、個別の標準審査工数を合算したものに対して審査内容の重複分を考慮して審査工数を決定する。

1．ISMS、ITSMS、AIMS、PIMS及びBCMS一般事業分野の認定審査の場合

審査種別	初回審査･更新審査	サーベイランス
(申請)書類審査	4 人・日	1 人・日（備考 2）
事務所審査	4 人・日	2 人・日
立会審査	審査日数×2 人（備考 5）	審査日数×2 人（備考 5）
フォローアップ審査	審査日数×2 人 （日数は審査内容による）	同左

備考 1：1 日は 7.5 時間として計算する。審査は通常 1 日単位とするが、午前のみの場合は 0.4 日、午後のみの場合は 0.6 日とするほか、実際の審査時間に応じて調整する場合がある。

備考 2：本センターが必要と認めた場合を除き、書類審査は省略する。

備考 3：トレーニー、オブザーバー、技術専門家は審査工数には含めない。審査費用請求の工数が上記を超える場合は、予め機関に通知する。

備考 4：最終審査は請求の対象としていない。

備考 5：立会審査は、原則として、初回審査では 1 件の第一段階及び第二段階を、更新審査では 2 件以上(初回、再認証、サーベイランスを問わない)、サーベイランスでは 1 件以上(更新審査に同じ)の事例に立ち会う。ただし、BCMS の認定における立会審査対象の件数及び認証審査種別は、附属書 4 による。

2. BCMS特定事業分野の認定審査の場合

状況によるため、標準的な認定審査工数は定めていない。

3. ISMSセクター規格の認定審査の場合

附属書 5 による。

附属書 4　BCMS における事業分野別認定

１．適用

この附属書は、BCMS 認証機関の認定において、認証機関が BCMS の事業分野に対して認定を申請した場合の手順を規定する。この附属書に規定されない事項は JIP-IMAC110 の本文による。

２．事業分野の分類

BCMS の事業分野は、特定事業分野を除いた全事業分野（以下、一般事業分野という）と特定事業分野とからなる。特定事業分野とは、BCMS の対象事業の中断が、重大な社会的影響を及ぼす事業分野であり、かつ BCMS の対象事業が高度で特殊な専門性を必要とする事業分野をいう。特定事業分野に対して表 1 の区分を設定する。

認定範囲として一般事業分野、及び表 1 に示した特定事業分野の区分を適用する。

表 1　BCMS の特定事業分野の分類

No	特定事業分野の区分	特定事業分野の説明
1	救急医療	三次救命救急医療に係る分野 例：救命救急センター
2	核燃料	核燃料施設関連分野のうち、核燃料の開発、製造、運用、保管、廃棄を扱う分野 例：ウラン濃縮事業
3	電力、ガス、水道の供給	電力、ガス、水道の供給に関わる分野 例：電力会社
4	旅客運輸	鉄道、海運、航空の交通機関のうち、旅客の運輸を対象にする分野 例：航空会社

３．事業分野の認定

3.1　申請

a)　認定の申請は、一般事業分野だけを指定するか、又は一般事業分野に加えて特定事業分野を指定しなければならない。特定事業分野は、表1の区分に従い一つ以上を指定することができる。

b)　いずれかの申請事業分野に対して1回以上の認証審査・登録を実施し、記録を残しておかなければならない。（備考参照）

備考 : 申請事業分野に特定事業分野を含む場合、一般事業分野の認証実績があればよく、

特定事業分野での認証実績は問わない。

c) 特定事業分野の認定を申請する場合は、各分野に対して立会審査の対象となる認証審査の予定がなければならない。

d) 申請に必要な文書は様式1及び様式2による。特定事業分野の認定を申請する場合、様式2による文書には下記を含むものとする。

1）特定事業分野に対する認証機関の能力を示すもの。

2）特定事業分野の認証審査に特有な審査手順・手法。

3）特定事業分野の審査を実施する審査員(技術専門家を含む)に対する力量の評価方法と評価結果。

e) 既にいずれかの事業分野で認定を受けていて、追加で他の特定事業分野の認定を申請する場合は、5項による。

3.2 認定審査の準備

特定事業分野の認定審査チームには、認定審査員のほか必要と思われる複数の技術専門家を含める場合がある。

3.3 認定審査の実施

a) 申請書類審査及び事務所審査において、特定事業分野の認証プログラム設計も、認定審査の対象とする。

b) 立会審査は、申請した事業分野での初回認証審査（備考1参照）を選んで実施する。申請した事業分野に特定事業分野を含む場合、その区分ごとに、認証審査（備考2参照）を選んで実施する。この場合、少なくとも一つの区分は初回認証審査（備考1参照）とする。また、この場合、一般事業分野での立会審査は省略できる。

備考1：初回認証審査の第一段階及び第二段階をいう。

備考2：初回認証審査（第一段階及び第二段階）又は再認証審査をいう。ただし、審査実績等によりサーベイランス審査で代替する場合がある。

3.4 登録

認定登録証には、認定した事業分野を認定範囲として記載する。

４．更新及び維持

4.1 更新審査

立会審査は、認定した事業分野全体から、認証審査（備考参照）を選んで実施する。

備考：初回認証審査（第一段階及び第二段階）又は再認証審査をいう。ただし、審査実

績等によりサーベイランス審査で代替する場合がある。

4.2 サーベイランス

立会審査は、認定した事業分野全体から、認証審査（備考参照）を選んで実施する。

備考：初回認証審査（第一段階又は第二段階）、サーベイランス審査又は再認証審査をいう。

５．認定範囲の拡大申請

既にいずれかの事業分野で認定を受けていて、追加で他の特定事業分野の認定を申請する場合は、認定範囲の拡大申請を行う。追加する特定事業分野は、表1の区分に従い一つ以上を指定することができる。

5.1 認定範囲の拡大申請

a) 認定範囲の拡大申請は、様式 1、様式 2、様式 4、及び様式 6 を使用する。
b) 様式 1 は、認定申請分野に申請する特定事業分野の区分を記入し、申請の種類は認定範囲拡大に伴う審査とする。
c) 様式 2 による提出文書は、追加、変更のある文書のみで良い。
d) 様式 4 は、最新の情報を記載する。

5.2 審査

申請書類審査及び事務所審査は、追加及び変更された部分に対して行う。
立会審査は、申請した特定事業分野の区分ごとに、認証審査（備考参照）を選んで実施する。

備考：初回認証審査（第一段階及び第二段階）又は再認証審査をいう。ただし、審査実績等によりサーベイランス審査で代替する場合がある。

5.3 登録

認定が決定したら、認定登録証の認定範囲に事業所及び事業分野を追加で記載する。

附属書 5　ISMS セクター規格の認定

１．適用

この附属書は、ISMS 認証機関の認定において、認証機関が ISMS のセクター規格に対する追加の認定を申請した場合の手順を規定する。この附属書に規定されない事項は JIP-IMAC110 の本文による。

２．ISMS セクター規格

この附属書で対象とするのは、次の ISMS セクター規格認証に対する認定とする。

(1) ISMS クラウドセキュリティ認証

認証基準：JIP-ISMS517

ISO/IEC 27017 に基づく ISMS クラウドセキュリティ認証に関する要求事項

認定基準：JIP-ISAC101　ISMS クラウドセキュリティ認証機関認定基準及び指針

(2) ISMS-PIMS 認証

認証基準：JIS Q 27701: 2024

セキュリティ技術－プライバシー情報マネジメントのための JIS Q 27001 及び JIS Q 27001 の拡張－要求事項及び指針

認定基準：JIP-ISAC102　ISMS-PIMS 認証機関認定基準及び指針

３．ISMS セクター規格の認定

3.1　申請

a)　ISMSセクター規格の認定の申請は、ISMS認定を受けていることを前提とする。ISMS認定と同時に申請することは可能である。

b)　認定の申請は、2. ISMSセクター規格に示すISMSセクター規格の認証の一つ又は複数を指定する。

c)　申請するISMSセクター規格に対して1回以上の認証審査・登録、及びその評価(内部監査及びマネジメントレビュー)を実施し、記録を残しておかなければならない。

d)　ISMSセクター規格の認定を申請する場合は、立会審査の対象となる認証審査の予定がなければならない。

e)　申請に必要な文書は様式1及び様式2による。ISMSセクター規格の認定を申請する場合、様式2による文書には下記を含むものとする。

1）ISMS セクター規格に対する認証機関の能力を示すもの。

2）ISMS セクター規格の認証審査に特有な審査手順・手法。

3）ISMS セクター規格の審査を実施する審査員(技術専門家を含む)に対する力量の評価方法と評価結果。

3.2　認定審査の準備

ISMS セクター規格の認定審査チームには、認定審査員のほか必要と思われる複数の技術専門家を含める場合がある。

3.3　認定審査の実施

a)　申請書類審査及び事務所審査において、ISMSセクター規格の認証プログラム設計も、認定審査の対象とする。

b)　立会審査は、申請したISMSセクター規格毎に、立会対象組織に対する申請したISMSセクター規格での初めての認証審査を対象として実施する。この認証審査は、既存のISMS認証にISMSセクター規格の認証を追加するための単独の審査、既存のISMS認証の再認証又はサーベイランス審査と同時に実施する審査、ISMS認証の初回審査と同時に実施する審査のいずれかとする。ISMSの初回審査と同時の場合は、その第一段階及び第二段階の両方に立会する。

3.4　登録

認定登録証には、認定した ISMS セクター規格を認定範囲として記載する。認定の有効期限は、基本となる ISMS 認定と同一とする。

４．更新及び維持

4.1　更新審査

立会審査は、認定したISMSセクター規格の認証審査（備考参照）を選んで実施する。この審査は、ISMS認定の更新審査における立会審査とは別に実施することがある。

備考：初回認証審査（第一段階及び第二段階）又は再認証審査をいう。ただし、審査実績等によりサーベイランス審査で代替する場合がある。

4.2　サーベイランス

立会審査は、認定のサイクルの間に1回以上、認定したISMSセクター規格の認証審査（備考参照）を選んで実施する。この審査は、ISMS認定のサーベイランスにおける立会審査とは別に実施することがある。

備考：初回認証審査（第一段階又は第二段階）、サーベイランス審査又は再認証審査をいう。

５．ISMSセクター規格の認定審査の標準的な工数

標準的な認定審査工数は下記とするが、状況により増減がある。なお、複数のISMSセク

ター規格の認定の審査を同時に実施する場合は、個別の標準審査工数を合算したものに対して、審査内容の重複分を考慮して審査工数を決定する。

5.1 ISMSクラウドセキュリティ認証の認定

(1) ISMS クラウドセキュリティ認証の認定の初回認定審査

基本となるISMS認定の審査工数に次の工数を追加する。 （人日）

審査の種類	申請書類審査	事務所審査	立会審査
単独の特別審査	1	1	認証審査日数×2人
ISMS認定のサーベイランスと同時	1	－	同上
ISMS認定の更新審査と同時	－	－	同上

(2) ISMS クラウドセキュリティ認証の認定の更新及びサーベイランス （人日）

審査の種類	申請書類審査	事務所審査	立会審査
ISMS認定のサーベイランスと同時	－	－	認証審査日数×2人(4.2参照)
ISMS認定の更新審査と同時	－	－	同上 (4.1参照)

5.2 ISMS-PIMS認証の認定

(1) ISMS-PIMS 認証の認定の初回認定審査

基本となるISMS認定の審査工数に次の工数を追加する。 （人日）

審査の種類	申請書類審査	事務所審査	立会審査
単独の特別審査	2	2	認証審査日数×2人
ISMS認定のサーベイランスと同時	2	1	同上
ISMS認定の更新審査と同時	1	1	同上

(2) ISMS-PIMS 認証の認定の更新及びサーベイランス （人日）

審査の種類	申請書類審査	事務所審査	立会審査
ISMS認定のサーベイランスと同時	－	1	認証審査日数×2人(4.2参照)
ISMS認定の更新審査と同時	1	1.5	同上 (4.1参照)